

栃木県立美術館美術資料選考評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県美術作品等取得要綱第3条1項に基づき設置される栃木県立美術館美術資料選考評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 評価委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、評価委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、必要のつど委員長が招集する。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

3 選考又は評価しようとする美術資料に利害関係を有する委員は、その審議には加わらないものとする。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、美術館において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関する必要事項は、館長が定める。

附 則

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成29年11月 日から施行する。ただし、平成27年12月15日から平成29年12月14日までの任期の委員にあつては、平成29年12月15日から適用する。